

【建設に関する主な許認可一覧】（太陽光発電）

番号	課室名 (所掌する諸制度等)	制度上、義務づけられている行為についての意見	左記に係る根拠法令等	意見・要望
1	危機管理消防課 (消防法)  連絡先 073-441-2263	蓄電池に用いられている危険物が指定数量以上となる場合、危険物の一般取扱所に該当するため、市町村長の許可を受ける必要があります。 また、指定数量未満の場合においても、市町村が定める火災予防条例に基づいた手続きが必要になる場合があります。  発電所施設について、防火管理、消防用設備等の届出等が必要になる場合があります。	「消防法」第10条、第11条 「各市町村火災予防条例」  「消防法」第8条、第17条 「各市町村火災予防条例」	申請に係る窓口は、発電所を計画した市町村を管轄する消防本部です。  届出等に係る窓口は、発電所を計画した市町村を管轄する消防本部です。
2	災害対策課 (広域受援計画)  連絡先 073-441-2262	—	—	建設地が広域防災拠点である場合には、その建設の是非及び災害発生時に応援要員の一時集結地、ベースキャンプ、ヘリポートなどとして使用できるよう設置場所について、意見を申し上げることがあります。
3	企画課 (近畿圏の保全区域の整備に関する法律)  連絡先 073-441-2334	事業計画地に近郊緑地保全区域があり、区域内において、建築物その他の工作物の建築、木竹の伐採等を行う場合は、事前に知事に届出を行う必要があります。	「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」第8条	届出に関する窓口は市または町となります。届出に関する詳細については県企画課HPをご覧ください。 <a href="https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020100/kinkouryokuti/kinkouryokuti.html">https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020100/kinkouryokuti/kinkouryokuti.html</a>
4	地域振興課 (国土利用計画法による大規模土地取引届出制度)  連絡先 073-441-2423	一定面積（市街化区域の場合2,000㎡、市街化区域を除く都市計画区域の場合5,000㎡、都市計画区域外の場合10,000㎡）以上の土地売買等の取引を行う場合、契約締結後2週間以内に市町村長への届出が必要となります。	「国土利用計画法」第23条	和歌山県では、国土利用計画法の届出制度に関する事務を各市町村へ権限委譲しています。届出の要不要、届出書の書き方など個別相談窓口は、各市町村国土利用計画法担当課室となります。 市町村窓口一覧 <a href="https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020200/tochi/todokede/todokede.html">https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020200/tochi/todokede/todokede.html</a>

【建設に関する主な許認可一覧】（太陽光発電）

番号	課室名 (所掌する諸制度等)	制度上、義務づけられている行為についての意見	左記に係る根拠法令等	意見・要望
5	自然環境課 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、自然公園法、和歌山県立自然公園条例、和歌山県自然環境保全条例、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)  連絡先 073-441-2779	事業計画地が鳥獣保護区特別保護地区に該当する場合は、県知事の許可を受ける必要があります。	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第29条	振興局健康福祉部衛生環境課又は自然環境課にお問い合わせください。
		事業計画地が国立公園、国定公園に該当する場合は、国立公園にあっては環境大臣の、国定公園にあっては県知事の許可等を受ける必要があります。	「自然公園法」第20条、第21条、第22条、第33条	国立公園：環境省にお問い合わせください。 国定公園：振興局健康福祉部衛生環境課又は自然環境課にお問い合わせください。 申請書等の提出窓口は市町村です。
		事業計画地が和歌山県立自然公園に該当する場合は、県知事の許可等を受ける必要があります。	「和歌山県立自然公園条例」第20条、第22条	振興局健康福祉部衛生環境課及び東牟婁振興局健康福祉部申本支所保健環境課又は自然環境課にお問い合わせください。 申請書等の提出窓口は市町村です。
		事業計画地が和歌山県自然環境保全地域に該当する場合は、県知事の許可等を受ける必要があります。	「和歌山県自然環境保全条例」第14条、第16条	振興局健康福祉部衛生環境課又は自然環境課にお問い合わせください。 申請書等の提出窓口は市町村です。
		事業計画地に国内希少野生動植物種が生息している場合、捕獲等は禁止されています。	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」第9条	事業計画地で国内希少野生動植物種の生息が確認された場合は、環境省にお問い合わせください。
6	循環型社会推進課 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律) 連絡先 073-441-2675	最終処分場跡地等の指定区域内において土地の形質の変更をしようとする場合は、着手する日の30日前までに届出が必要です。	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条の19	
7	循環型社会推進課 廃棄物指導室 (産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例、廃棄物の処理及び清掃に関する法律)  連絡先 073-441-2681	当該事業区域以外の場所から採取された土砂等による埋立て等に供する区域の面積が3,000㎡以上(特定事業)となる場合、知事の許可が必要となります。(和歌山市を除く) ※市町村条例により3,000㎡未満であっても市町村長の許可等が必要な場合があります。	「産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例」第19条第1項	左記に該当する事業を実施する場合、条例に基づく所定の手続きを経て下さい。また、特定事業許可が不要な場合においても、埋立等の規模にかかわらず、全ての土砂等の埋立て等について以下の規制がかかります。 ・土壌基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止(条例第17条第1項) ・土砂等の埋立て等による崩落等の防止(条例第18条第1項、2項)
		当該事業区域内で発生した産業廃棄物を、区域外の100㎡以上の土地に保管する場合は、事前に届出が必要となります。(次に該当する場合を除く。)	産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第7条	
		当該事業区域内の建設工事に伴い生じた産業廃棄物を、区域外の300㎡以上の土地に保管する場合は、事前に届出が必要です。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項又は第12条の2第3項	

【建設に関する主な許認可一覧】（太陽光発電）

番号	課室名 (所掌する諸制度等)	制度上、義務づけられている行為についての意見	左記に係る根拠法令等	意見・要望
8	環境管理課 (土壌汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、和歌山県公害防止条例)	土地の形質の変更（土地の掘削、造成、切り土、盛り土等）の面積の合計が3000m <sup>2</sup> 以上となる場合は、工事着手日の30日前までに届出が必要です。	「土壌汚染対策法」第4条	届出土地に対し、土壌汚染状況調査を命ずる場合があります。 また、届出後、原則30日を経過しないと工事に着手できません。
		特定施設を設置する場合は、設置の30日前までに届出が必要です。	「騒音規制法」第6条 「振動規制法」第6条 「和歌山県公害防止条例」第24条	届出の詳細については、県内各市町村へお問い合わせください。
		特定建設作業を実施する場合は、作業開始の7日前までに届出が必要です。	「騒音規制法」第14条 「振動規制法」第14条 「和歌山県公害防止条例」第36条	届出の詳細については、県内各市町村へお問い合わせください。
	連絡先 073-441-2683			
	(環境影響評価、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例)	当該事業が、環境影響評価法第二条第二項に規定する第一種事業若しくは同条第三項に規定する第二種事業又は和歌山県環境影響評価条例第二条第二号に規定する対象事業に該当する場合は、各法令に基づく環境アセスメントの手続きが必要となります。環境アセスメントの手続きは長期間を要します。また、手続きが終了しない限り事業（工事）を実施することはできません。	「環境影響評価法」 「和歌山県環境影響評価条例」	環境アセスメントの対象となるのは、概ね次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合があります。 （1）出力が30,000kW以上である太陽光発電所の設置の工事の事業の場合（ただし、出力が30,000kW以上40,000kW未満である太陽光発電所の設置の工事の事業の場合は、環境アセスメントが必要か個別に判断されます。） （2）太陽光の建設の用に供する目的のために行う一団の土地（その土地と併せて整備される道路、緑地その他の施設の整備に供する土地を含む。）の面積が75ha以上となる場合
		出力50kW以上（太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方）の太陽光発電設備を設置し発電する事業（建築物の屋上等に設置されるものを除く）については、知事の認定を受けるまでは、事業を実施（工事の着手含む）することができません。	「和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」	
	連絡先 073-441-2688			
9	農林水産振興課 (農業振興地域の整備に関する法律、農地法)	事業計画地に農用地区域内農地がある場合は、農用地区域からの除外の手続きが必要です。  登記簿上の地目を問わず、農地法に定める農地又は採草放牧地である土地を事業の用に供する場合には、農地法に基づく許可が必要となります。	「農業振興地域の整備に関する法律」第13条、第15条の2  「農地法」第4条、第5条	手続きに係る窓口は事業計画地内の農地を管轄する市町村になりますので、詳しくは市町村担当課又は農業委員会にご相談ください。  周辺及び下流域に農地がある場合は、その農地に対して影響を及ぼさないよう必要な防除措置を行ってください。
	連絡先 073-441-2875			

【建設に関する主な許認可一覧】（太陽光発電）

番号	課室名 (所掌する諸制度等)	制度上、義務づけられている行為についての意見	左記に係る根拠法令等	意見・要望
10	農業農村整備課 (土地改良法、地すべり等防止法、海岸法、農業用ため池の管理及び保全に関する法律)	地すべり防止区域内で、「地すべり等防止法」第18条に規定する行為を行う場合は知事の許可が必要です。	「地すべり等防止法」第18条	申請に係る窓口は事業計画地域を所管する振興局農林水産振興部農地課（東牟婁振興局におきましては農業水産振興課）です。事前に事業計画地域の振興局農林水産振興部農地課（東牟婁振興局におきましては農業水産振興課）にご相談ください。
		海岸保全区域内で、「海岸法」第7条に規定する占用しようとする場合、及び第8条に規定する行為を行う場合は知事の許可が必要です。	「海岸法」第7条及び第8条	申請に係る窓口は事業計画地域を所管する振興局農林水産振興部農地課（東牟婁振興局におきましては農業水産振興課）です。事前に事業計画地域の振興局農林水産振興部農地課（東牟婁振興局におきましては農業水産振興課）にご相談ください。
		土地改良施設・用地の他用途への使用については施設管理者の承認が必要です。	「土地改良法」第94条の4の2 「土地改良法施行令」第59条 「和歌山県土地改良財産の管理及び処分に関する要綱」第4条 「土地改良財産の使用許可等の事務取扱について」第3 「和歌山県公有財産事務規程」第25条	申請に係る窓口は事業計画地域の土地改良区、市町村農業農村整備事業担当課、振興局農林水産振興部農地課（東牟婁振興局におきましては農業水産振興課）です。事前に事業計画地域の振興局農林水産振興部農地課（東牟婁振興局におきましては農業水産振興課）にご相談ください。
		ほ場整備等土地改良事業の受益地内で転用を伴う場合、補助金返還を生じることがあります。	「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第18条	申請に係る窓口は事業計画地域の土地改良区、市町村農業農村整備事業担当課、振興局農林水産振興部農地課（東牟婁振興局におきましては農業水産振興課）です。事前に事業計画地域の振興局農林水産振興部農地課（東牟婁振興局におきましては農業水産振興課）にご相談ください。
		特定農業用ため池については、土地の掘削、盛土又は切土等の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令に定めるものを行う場合、あらかじめ知事の許可が必要です。	「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」第8条 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令」第2条	申請又は協議に係る窓口は事業計画地内の特定農業用ため池を所管する振興局農林水産振興部農地課（東牟婁振興局におきましては農業水産振興課）です。事前に事業計画地内の特定農業用ため池を所管する振興局農林水産振興部農地課（東牟婁振興局におきましては農業水産振興課）にご相談ください。
	連絡先 073-441-2950			

【建設に関する主な許認可一覧】（太陽光発電）

番号	課室名 (所掌する諸制度等)	制度上、義務づけられている行為についての意見	左記に係る根拠法令等	意見・要望
11	果樹園芸課 (補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律)  連絡先 073-441-2900	果樹園芸課所管の国庫補助事業により取得した財産を活用或いは処分して実施する場合には、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準に基づく手続きが必要です。	「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条	国庫補助事業で取得した財産の所有者が申請に係る窓口である財産所在地の市町村又は和歌山県に提出してください。
12	林業振興課 (森林法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律)  連絡先 073-441-2993	森林所有者や伐採行為者等は、地域森林計画対象民有林（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、森林法（昭和26年法律第249号）において以下の手続きが必要になります。  地域森林計画対象民有林の場合、伐採行為を行う30～90日前までに伐採する森林の所在する市町村に「伐採及び伐採後の造林の届出書」（森林法第10条の8第1項）を提出して下さい。 ただし、森林法第10条の2第1項に基づく林地開発許可を受けた者が伐採を行う場合は、上記の届出は必要ありません。	「森林法」第10条の8	手続きに係る窓口は事業計画地内の森林を管轄する市町村になりますので、詳しくは市町村担当課に相談して下さい。
		売買等により森林の土地を取得した場合は、森林の土地の所有者となった日から90日以内に「森林の土地の所有者届出書」（森林法第10条の7の2第1項）を当該土地を管轄する市町村長あてに提出する必要があります。 ただし、国土利用計画法第23条第1項に基づく土地の売買契約の届出を行っている場合は、上記の届出は必要ありません。	「森林法」第10条の7の2	手続きに係る窓口は事業計画地内の森林を管轄する市町村になりますので、詳しくは市町村担当課に相談して下さい。
		森林経営計画（森林法第11条）の対象森林である場合は、事前に計画の変更が必要となりますので、計画認定者へ協議願います。	「森林法」第11条	手続きに係る窓口は計画認定者（市町村認定の場合は市町村担当課、県認定の場合は各振興局林務課、大臣認定の場合は林野庁）になりますので、詳しくは市町村担当課に相談して下さい。
		森林経営計画（森林法第11条）を基に森林整備地域活動支援交付金を受領している場合に、当該森林を交付金受領年度の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途に転用する場合には、当該転用に係る交付金相当額を返還する必要があります。	「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第18条	手続きに係る窓口は事業計画地内の森林を管轄する市町村になりますので、詳しくは市町村担当課に相談して下さい。

【建設に関する主な許認可一覧】（太陽光発電）

番号	課室名 (所掌する諸制度等)	制度上、義務づけられている行為についての意見	左記に係る根拠法令等	意見・要望
13	森林整備課 (森林法)  連絡先 073-441-2980	地域森林計画の対象となっている民有林（保安林、海岸保全区域内の森林を除く。）において、0.5ヘクタールを超える土地の形質を変更する開発行為をしようとする者は、県知事の許可が必要です。 ※令和5年4月1日より、太陽光発電設備の設置をする場合は、0.5ヘクタールを超えるものについて許可の対象となりました。	「森林法」第10条の2	手続きに係る窓口は事業計画地を管轄する振興局になりますので、詳しくは各振興局林務課にご相談下さい。
		保安林は森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されており、保安林での太陽光発電施設の設置は、施設の設置による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難である等の場合に限られます。	「森林法」第26条、第26条の2、第34条	詳しくは事業計画地を管轄する各振興局林務課にご相談下さい。
		森林環境保全整備事業補助金等施行地である森林を、各補助事業毎に定められた期間内に、森林以外の用途に転用又は立木竹の全面伐採除去等による用途変更する場合は当該転用に係る補助金相当額を返還することになります。	「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第18条	手続きに係る窓口は事業計画地を管轄する振興局になりますので、詳しくは各振興局林務課にご相談下さい。
14	資源管理課 (漁業法) (水産資源保護法)  連絡先 073-441-3010	水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつすることを禁止しています。 漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害した者について、罰則を規定しています。	「和歌山県漁業調整規則」第44条 「漁業法」第195条	1 工事中又は竣工後の排水等により水産動植物に被害を及ぼさないように措置してください。  2 事業計画地から排水等が流入すると予測される河川又は海域には漁業権が設定されている場合がありますので、権利内容に影響を及ぼす可能性がある場合には事前に権利者の理解を得てください。  3 万一、漁業に被害が生じたとき及び工事施工により発生する諸問題については、当事者において責任を持って解決してください。  4 漁業権漁場に建設する場合は、漁業権者の同意が必要です。（漁業権の消滅手続き）

【建設に関する主な許認可一覧】（太陽光発電）

番号	課室名 (所掌する諸制度等)	制度上、義務づけられている行為についての意見	左記に係る根拠法令等	意見・要望
15	港湾空港振興課	事業計画地に海岸保全区域又は一般公共海岸区域がある場合は、太陽光発電施設を設置することについて、海岸管理者の許可を受けなければなりません。	「海岸法」第7条、第8条、第37条の4、第37条の5	民地であっても、海岸保全区域に指定されていることがあります。詳しくは和歌山下津港湾事務所、関係振興局建設部管理保全課にご相談下さい。
		事業計画地に港湾区域又は港湾隣接地域がある場合は、太陽光発電を行うことについて、港湾管理者の許可を受けなければなりません。	「港湾法」第37条、第37条の2～第37条の10	港湾法第37条に基づく占用許可を受けなければならないものは当然ながら、洋上での太陽光発電については、防災面、環境面及び船舶の航行等、さまざまな事項を検討し、再生可能エネルギー区域として港湾計画上に位置付ける必要があるため、計画から事業実施までに最低2年の期間を要する。 また、港湾計画へ位置付けた再生可能エネルギー区域の利活用事業者の選定は公募となります。
		事業計画地が臨港区域内にあり、かつ、その計画敷地面積が5,000㎡を超える場合は、港湾管理者の許可を受けなければなりません。	「港湾法」第38条の2	民地であっても臨港地区に指定されていることがあります。詳しくは和歌山下津港湾事務所、関係振興局建設部管理保全課にご相談下さい。 太陽光発電施設を設置するには、知事の許可を得る必要があります。
		臨港地区内において条例に基づき分区指定されている区域にあっては、いずれの分区にしても太陽光発電施設の設置は原則規制の対象となります。	「和歌山県が管理する港湾の臨港地区内の分区における建築物等の規制に関する条例」	民地であっても臨港地区（分区）に指定されていることがあります。詳しくは和歌山下津港湾事務所、関係振興局建設部管理保全課にご相談下さい。 太陽光発電施設を設置するには、知事の許可を得る必要があります。
		事業計画地に漁港の区域内の水域又は公共空地がある場合は、太陽光発電施設を設置することについて、漁港管理者の許可を受けなければなりません。	「漁港漁場整備法」第39条	民地であっても漁港の区域内の水域又は公共空地に指定されていることがあります。詳しくは和歌山下津港湾事務所、関係振興局建設部管理保全課にご相談下さい。
		物件（仮設物、クレーン作業等を含む）の高さが制限されます。	「航空法」第49条	設置物件、施工時の重機の最頂部等が制限高を超えることがないか(株)南紀白浜エアポートに確認して下さい。
連絡先 073-441-3163				



【建設に関する主な許認可一覧】（太陽光発電）

番号	課室名 (所掌する諸制度等)	制度上、義務づけられている行為についての意見	左記に係る根拠法令等	意見・要望
18	道路保全課 (道路法)  連絡先 073-441-3120 (直通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路区域内を占用する場合は道路法による許可が必要です。</li> <li>・資材運搬等で特殊車両を使用する場合、それぞれの道路管理者の通行許可が必要です。</li> <li>・出入口設置等で、道路構造物の変更を要する場合は工事施行承認が必要です。</li> </ul>	「道路法」第32条 「道路法」第47条の2  「道路法」第24条	申請に係る窓口は計画予定地の振興局建設部（道路管理担当グループ）になります。
19	都市政策課 (都市計画法、宅地造成等規制法、景観法、屋外広告物条例)  連絡先 073-441-3231	都市計画区域内において3,000㎡以上の開発行為、区域外において10,000㎡以上の開発行為に該当する場合は知事又は市町長の許可を受ける必要があります。	「都市計画法」第29条第1項及び第2項 「和歌山県の事務処理の特例に関する条例」第2条第37項	申請に係る窓口は事業計画地内の市町村になります。詳細は、都市計画区域を有する市町については各市町の都市計画法担当課に、都市計画区域を有しない町村については都市政策課にお問い合わせください。
		一定規模を超える建築物・工作物等の新設等又は土地の形質の変更を行う場合は、あらかじめ届出を行う必要があります。 また平成29年5月8日から、一定規模を超える太陽光発電施設の設置行為についても、届出が必要になりました。 (和歌山市、田辺市、高野町及び有田川町については、それぞれの市町が定める景観条例に基づき、当該市町に対し届出を行う必要があります。)	「景観法」第16条	届出に係る窓口は事業計画地内の市町村になります。事前相談等は都市政策課もしくは事業計画地を管轄する振興局建設部にお問い合わせ下さい。(和歌山市、田辺市、高野町及び有田川町は除く。)和歌山県景観計画に基づく景観形成基準を遵守し、周辺の景観と調和する形態及び意匠とし、主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模として下さい。長大な法面や擁壁が生じないようにし、緑化等に務めて下さい。 (参考)「太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン」
		屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする場合、一部の広告物を除き、屋外広告物条例に基づいた許可を受ける必要があります。(和歌山市においては、市が定める屋外広告物条例に基づく手続きが必要となります。)	「和歌山県屋外広告物条例」第5条、第6条第5項及び第6項	申請に係る窓口は事業計画地内の市町村になります。
20	都市政策課 盛土対策室  連絡先 073-441-3231 073-441-3301	宅地造成工事規制区域内で行う一定規模以上の宅地造成工事の場合は市町村長の許可を受ける必要があります。ただし、都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行われるものは必要ありません。 ※宅地造成等規制法（以下「旧法」という。）が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「新法」という。）が令和5年5月26日に施行されました。経過措置については次のとおりですので、ご注意ください。  新法に基づき指定された規制区域内においては、指定に係る公示の前日まではなお従前の例によります。 上記の区域を除く旧法に基づく宅地造成工事規制区域内においては、新法の施行の日から2年間はなお従前の例によります。	「宅地造成等規制法」第8条 「和歌山県の事務処理の特例に関する条例」第2条第36項	申請に係る窓口は事業計画地内の市町村になります。詳細は、各市町村の宅地造成等規制法担当課にお問い合わせください。土地の形質変更を伴う造成工事は政令で定める技術的基準に従い、擁壁又は排水施設の設置、その他造成工事に伴う災害を防止するための必要な措置を行ってください。

【建設に関する主な許認可一覧】（太陽光発電）

番号	課室名 (所掌する諸制度等)	制度上、義務づけられている行為についての意見	左記に係る根拠法令等	意見・要望
21	建築住宅課 (建築基準法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律、建築工事に係る資材の再資源化に関する法律)  連絡先 073-441-3185(直通)	計画敷地内で建築基準法第6条に規定する建築物を建築又は同法第88条に規定する工作物を築造する場合は、工事着手前に同法に基づく確認申請を行い、確認済証の交付を受ける必要があります。 土地に自立して設置する太陽光発電設備についても、架台下の空間を物品の保管その他の屋内的用途に供する場合は、建築物に該当します。なお、当該建設地の用途地域ごとに建築物の用途の規制を受け、同法第48条により適合しない建築物は原則建築できません。	「建築基準法」第6条、第48条、第88条第1項	計画内容や建設地等により、確認申請が不要な場合もありますので、当該建設地を所管する各振興局建設部建築Gと事前協議をお願いします（和歌山市は除く）。
		床面積が300㎡以上の建築物を建築（非住宅に限る）する場合、法適合が必要となります。 床面積300㎡以上の建築物を建築（住宅に限る）する場合、届出が必要となります。	「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」第12条、第19条	
		新築で床面積の合計が500㎡以上の建築物を建築する場合、届出が必要となります。	「建築工事に係る資材の再資源化に関する法律」第10条	
22	河川課  連絡先 073-441-3135	開発行為（0.5ヘクタールを超える森林の開発等）を伴う場合は、防災調整池設置の検討が必要です。	「森林法」第10条の2 「都市計画法」第32条	手続きに係る窓口は、一級河川の指定区間及び二級河川においては、事業計画地の管轄する県の出先建設部になります。  (参考) 「開発に伴う調整池技術基準」
		河川区域内を占有する場合、工作物の新築等を行う場合は河川法による許可が必要です。	「河川法」第24条、第26条第1項	

【建設に関する主な許認可一覧】（太陽光発電）

番号	課室名 (所掌する諸制度等)	制度上、義務づけられている行為についての意見	左記に係る根拠法令等	意見・要望
23	文化遺産課 (文化財保護法他)       連絡先 073-441-3731 (埋蔵文化財) 073-441-3740 (埋蔵文化財以外)	事業計画地に周知の埋蔵文化財包蔵地がある場合は、届出・通知を提出し、取り扱い指示を受ける必要があります。	「文化財保護法」第93条、第94条	手続きに係る窓口は計画地の所在する市町村の文化財担当課です。
		事業計画地に国指定、県指定又は市町村指定の史跡名勝天然記念物がある場合は、各法令に基づき現状変更等許可申請を提出し許可を得る必要があります。	「文化財保護法」第125条第1項 「和歌山県文化財保護条例」第15条第1項 「各市町村文化財保護関係の条例」	国指定、県指定又は市町村指定の史跡名勝天然記念物は、文化財の保護を図るために各法令により指定されています。史跡名勝天然記念物の指定地において現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を実施する場合は、許可を受ける必要があります。ただし、文化財への影響がないか軽微である場合にのみ許可されますのでご注意ください。 なお、手続きに係る窓口は史跡名勝天然記念物の所存する市町村となりますので、該当の市町村文化財担当課にご相談ください。
		事業計画地が国選定重要文化的景観又は県選定文化的景観の範囲内に該当する場合は、各法令に基づき現状変更等を行う旨の届出を提出する必要があります。	「文化財保護法」第139条第1項 「和歌山県文化財保護条例」第14条の2第2項	国選定、県選定文化的景観は、文化財の保護を図るために各法令により選定されています。文化的景観の選定地において現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を実施する場合は、届出をする必要があります。 手続きに係る窓口は文化的景観の所在する市町村となりますので、当該の市町村文化財担当課にご相談ください。
		世界遺産の登録資産内では原則建設は認められません。また緩衝地帯では各法令に基づく許可申請等が必要です。	「文化財保護法」 「自然公園法」 「森林法」 「都市計画法」 「河川法」 「和歌山県景観条例」 「和歌山県立自然公園条例」 「関係市町の景観保全条例」	世界遺産の登録資産・緩衝地帯は現状を保護することが「世界遺産条約履行のための作業指針」で求められています。また、近年は、登録資産、緩衝地帯及び周辺地域において開発行為等を行う場合には遺産影響評価の実施が求められてきています。 緩衝地帯の範囲・規制については、市町村の文化財担当課にご確認ください。